

監査委員 告示 第 7 号

地方自治法第199条第4項に基づき定期監査を行ったので、その結果報告書を同条第9項の規程により公表します。

平成26年6月2日

塩竈市監査委員 高橋洋一
塩竈市監査委員 伊藤栄一

定期監査結果報告書

1 監査の対象

議会事務局

2 監査実施場所

監査事務局内

3 監査実施期間

平成26年5月15日から5月16日まで

4 監査の方法

事前に定期監査対象課から必要な資料の提出を求めるとともに、財務会計システムに入力されている関係係数を出力し審査を行った。

監査当日は、歳入歳出の基礎となる帳簿、書類、証書など事務事業の執行に関する書類等の提出を求め、必要に応じて関係職員からの説明を聴取する等の方法により監査を実施した。

5 監査の結果

歳入歳出の状況は、それぞれ別表に示したとおりである。財務に関する事務の執行、並びに、事務事業の執行状況は、概ね適正に執行されていると認められた。